

生活者の財政へ —格差社会を超える『対話の力』—

てるおか いつこ

新著「対話する社会へ」を出された暉峻淑子先生特別講演!

能力に応じてみなでお金を出し合い、生活の土台を支える「共有財産」を作っておくこと、それが税金の本来の目的のはずです。ところが、政府は、大企業や富裕層に大きな減税をする一方、庶民に対しては増税と社会保障の削減を行いました。そのため、自己負担に耐えきれない私たちの生活と社会は破壊されつつあります。この流れは、今後いっそう強まるでしょう。

国の財政は、私たちが政府に預けたお金であり、病気や失業などに備え、前もって収入の一部を共同で積み立てておいて、いざというときにその積立金

を使って、お互いを助け合うためのものです。

暉峻さんは、格差を助長する国家システム—税と社会保障の問題を指摘され続け、共有する社会システム(社会保障制度や社会資本など)について、税や保険料の拠出者である私たち市民が互いに話し合い政府に異議申し立てと提案をする「討議デモクラシー」の重要性を指摘してきました。

この学習会において社会の分断・対立や格差社会を超えて、生活者の財政を構築し、公正な社会を実現するために、私たちひとりひとりができることを、一緒に考えてみませんか。

講師 てるおか いつこ

暉峻 淑子先生

(埼玉大学名誉教授)



講師プロフィール

1928年大阪府生れ。1963年法政大学大学院博士課程修了。専攻は生活経済学。ベルリン自由大学客員教授、ウィーン大学客員教授などを歴任。政治、経済、教育、福祉などさまざまな問題について発言し、ユゴスラビア難民を支援するNGOの活動や、憲法と教育基本法を守る活動にも力を注いできた。現在、埼玉大学名誉教授。

おもな著書

『豊かさとは何か』1989 岩波新書 『豊かさの条件』2003 岩波新書
『ほんとの豊かさとは』2003 岩波ブックレット
『対話する社会へ』2017 岩波新書 他多数

資料代 1,000円 (経済的に困難な方は無料)

主催 公正な税制を求める市民連絡会

日時 2017年

7/26(水)

18:30~20:30

会場

主婦会館プラザエフ 地下1階・クラルテ

- JR四ツ谷駅麹町口前(歩1分)
- 地下鉄南北線 / 丸の内線四ツ谷駅(歩3分)



事務局連絡先 弁護士 猪股正

さいたま市浦和区岸町7-12-1東和ビル4階 埼玉総合法律事務所 Tel.048-862-0355 fax048-866-0425

